

# ルール闘争期のドイツ共産党（二）

——統一戦線運動の展開と挫折——

山 田 徹

## 目 次

はじめに

第一章 危機の進行（以上一八卷三号）

第二章 一九二三年夏のドイツ共産党

第一節 「反ファシスト・デー」（以上本号）

第二節 クーノ・ストライキの勃発

第三節 クーノ・ストライキの終焉

第三章 一〇月の「蜂起」

## 第二章 一九二三年夏のドイツ共産党

「現在の時期の革命的な性格は次のことにある。即ち、労働者大衆の最も控え目な生活条件さえ資本主義社会の存在とは相容

れないこと、そしてそれ故に最も控え目な要求のための戦いさえ共産主義のための戦いに成長するということ、これである。」  
(コミンテルン第三回大会「戦術に関するテーゼ」より)<sup>(1)</sup>

一九二三年の夏、ドイツはルール闘争の国際、国内政治上の全くの手詰りとインフレーションの急速な進行、及びこの時期を襲った食料事情の深刻化により、あたかも革命期を想起させるような尖鋭な経済的、社会的危機を迎えることになった。このような状況の著しい悪化は、大衆の生活維持のための条件を基本的に奪い、そこから醸成した夥しい不満はかつての「国民的統一戦線」を瓦解させ、それは国内の支配層に向けた膨大な大衆運動の波を現出させたのである。こうして、共産党がルール占領の当初から主張してきた「自国内の階級対立の激化」は国規模で一挙に顕在化し、同党は彼等のもつ「政治的資源」の動員をこの時期に極大化させたのであった。ところで、七月から八月にかけての大衆運動の昂揚は、前節で言及した共産党の運動の二つの形態——より流動的な要素をもち国、邦と共産党の対立を激化させた街頭での行動と、経営を基盤とする労働者組織内の闘争（無論それらはしばしば融合したが）——を首都ベルリンを中心として大規模に生み出した。前者が七月二九日に举行された「反ファシスト・デー」(Anti-Faschistentag)の示威行動であり、後者は、クーノ政府倒壊の直接の契機となったいわゆる「クーノ・ストライキ」(Cuno Streik)であった。これらの闘争は、従来から追求されてきた統一戦線運動の頂点を形成し、共和国初期に占めたドイツ共産党の政治的地歩を如実に示すことになったのである。

本章では、革命期とは異なり、「過渡期」の戦術をほぼ確定させ、また大衆運動への影響力を広くもちあわせた共産党が、当該の危機状況の中でどのような政治指導を果したのか、またこの時期の大衆運動は全体としてどのような性格をもったのか、という点を検討し、さらに、以前から論争のある当時の共産党の政治的影響力の問題を、これま

では幾らか異なる視角から考察することにした。大衆の「最も控え目な生活条件」さえもが奪われた状況の中で発生した闘争は、「共産主義のための闘いに成長し」うるものであろうか。以下には先ず「反ファシスト・デー」に至る統一戦線運動の展開に論及し、次にクーノ・ストライキの経過を若干の重要な地域の運動を含めて追跡し、その帰結を明らかにすることにしよう。なお本章では、体制の側の全般的な動向は主として第二節以下で扱うものとし、共和国の危機の問題としてこれを取り上げることにした。そのような手続きを経て、先の問題を詳細に吟味することがここでの課題である。

### 第一節 「反ファシスト・デー」

七月二十九日に敢行された「反ファシスト・デー」の示威行動は、後に「党の権力への意志」を明確に宣言した行動と総括され、一九二三年に共産党が全国的な規模で組織した最初の示威運動であった。この運動はとりわけそれが同年に首都ベルリンで行なわれた反体制政党による初めての大規模な行動であったために、シンボリスティックな意味合いも含めて体制の側に脅威を与え、ベルリンの政治的雰囲気多大な緊張感をもたらした。同時に「反ファシスト・デー」の行動は、翌月に全国を掩うことになるクーノ・ストライキの直接の序曲をなした闘争であり、ほぼ相次いで起った一九二三年夏の二つの運動は、やや先取りして述べれば、党の指導と大衆運動の実際の局面との関連という点で相互に対蹠的な性格をもつものであった。本節においてわれわれは、共産党の労働運動の全体的な枠組に従来通り配慮しながら、同党の「権力への意思」が、「反ファシスト・デー」に至る過程を通じて如何程に具体化されたのかをみることにしよう。

さて、七月の共産党の運動が当初国内の各層に危機感を与えたのは、同月の一二日に党中央部が発表した「党へ」(„An die Partei“)<sup>(3)</sup>と題する檄がもたらした衝撃によるものであった。この文書は旧来のトーンとは異なる矯激さと発表のタイミングの唐突さのために、一九二三年の党文書の中でも有名なものであるが、われわれは以下先ずその点からふれることにしよう。

ところで七月一二日の檄の作成者については、後にコミンテルン第五回大会でブランドラーが「私が全責任を負うもの」<sup>(4)</sup>としており、彼自身が起草したものであって、コミンテルン側からの参画はなかったようである。また「反ファシスト・デー」の呼びかけも、それ自体としては、既に六月三〇日付けの『ローテ・ファーン』紙上で開始されており<sup>(5)</sup>、このときの煽動が最初のものではなかった。けれども右の文書が特に注目されるのは、先にも述べたようにそれが従来になく急進的な主張に満ちていたからであり、とりわけそこでは党からの武装闘争の可能性が示唆されていたからであった。即ちこの文書では、先ず「クーノ政府は破産した。内外の危機は近日中に深刻な破局に至ろうとしている」という状況認識が示され、次いで、ラインラントの分離主義者、ファシスト及びこれと結びついた国防軍の危険性が社会民主党の対応とともに糾弾され、それらに対抗する党の任務として、「われわれは最も高度な行動の準備を发展させなければならない」という主張が打ち出されたのであった。ここから提示された闘争の呼びかけは尖鋭なものであり、ファシストは暴力的に内戦を遂行する準備を整えた、という認識に対応して、「ファシストの蜂起は、白色テロルに対し赤色テロルを対置するとき打ち破られるであろう」、「もしファシストが十人に一人の労働者を銃殺に処するならば、革命的労働者はファシスト追従者の五人に一人を処刑せねばならない」という激しい言葉が連ねられたのである。但しこれらの闘争はファシズムの攻撃に対する「防衛闘争」(„Abwehrkampf“)<sup>(6)</sup>という限定性をもち、また運動の政治的な目標についても従来のスローガン(「労働者・農民政府の樹立」)が踏襲されていたのであるが、しかし

「カール・リープクネヒトとローザ・ルクセンブルク」の精神で闘わん」という呼びかけで結ばれたこの文書は、党による行動意思の表明の明らかなエスカレーションによって、それまでになく、同党に対する脅威感を各方面に与えたのであった。従って、例えば翌日の『フォアヴェルツ』紙は、「内戦への行進」として共産党の計画を批難したのである。<sup>(6)</sup>

では、このような呼びかけを行なった党中央の煽動の動機と政治的な意図は、その後の過程を含めて考察すると、実際にはどのようなものであったのだろうか。ブランドラーが右の文書を起草することになった動機は必ずしも明確なものではないが、後にヴェンツェルが聴取したところによると、ブランドラー自身は、七月初旬にカールスルーエで開かれた民族派の集会で旧共産党左派のヴォルフハイムが「一揆に際しては十人に一人の労働者が射殺されるだろう」と煽動したことを聞いてこれに激怒しその後直ちに檄をしたためた、と証言している。<sup>(7)</sup> この回想は、旧来の路線の転換をあたかも示しているかのような先の文書の内容と比較すると、その動機となった事件がいかに偶発的であり、また檄自体が党中央部の承認を経ていることを考えあわせるとにわかには受け容れ難い。けれどもこの文書には、前にみた通りヴォルフハイムの言に照応するやや奇矯な表現の部分が、また以降の党機関紙の論調を追うと、すぐ後にふれるように、煽動のトーンは実は一二日のものより大分緩和されていることが見出されるのであり、こうしてブランドラーの檄の内容がその後の党の主張と比較しても少なからず異なったものであることを確認するならば、先の証言はむしろ動機の偶発性の故にこそ核心を突いているように思われるのである。そうだとすると、われわれは、党指導部の実際の意図を機関紙の他の幾つかの論文からあらためて検討する必要がある、それを再構成すると、彼等が抱いていた意図はほぼ以下のようなものであった、と考えられる。第一に、「反ファシスト・デー」をめぐる状況上の認識については、一二日の文書の一連の表現とは異なり、「内戦状況」の到来は必ずしも想定はされていなかっ

た。端的には、例えば、七月二九日は内戦をひき起すことが問題なのではない、という発言があり、或いはまた共産党は事前に確定された「革命の試み」の期日を宣言するようことはしない、という主張もこの点を裏付けるものであった。<sup>(8)</sup> また上の問題と関連する、武装力を含めた自党の側の力量の認識については、特にプロレタリア百人隊の組織が勝利的な闘争のためにはなお不十分であり、「軍事的な闘争上の重要性はもちあわせていない」ことを認めていた。<sup>(9)</sup> さらに対政府闘争に関しては、二九日の当日まで現政府打倒のスローガンは提起されず、従って政府と直接対峙する状況は考えられていなかった。以上の議論を要約すると、「反ファシスト・デー」に至る党傘下の大衆闘争の強化については、(1)民間右翼武装組織に対抗し、彼等の蜂起を「必要な場合には武器を手にして阻止しうる」<sup>(10)</sup> 防衛組織の建設を促進する、(2)しかし「反ファシスト・デー」の行動自体は軍事的な目標を追求しない、そして(3)重要なことは「政治的な射程」乃至目標の問題であり、機関紙の表現をかりてこれを別言すれば、「力強い集会と示威行進によってドイツ・ファシズムに対する仮借のない闘争の用意があることを示す」<sup>(11)</sup> ことであった。即ちここで示されているのは、党指導部が、近い将来における右翼との武装衝突の可能性を認めつつも、短期的な目標としては、党傘下の大衆組織の行動力を飛躍的に強化してこれを「反ファシスト・デー」当日に示威することを目指していた、ということであり、彼等はさしあたりは内戦に至る尖鋭な闘争を想定してはいなかった。翻って述べると、七月一二日の檄も以上の文脈の中で把え直す必要がある、この文書が意味したものは、二九日に向けて組織の大規模な動員を図った党指導部がその先駆けとして打ち出した「威迫」<sup>(12)</sup> であった、とみるのが妥当であろう。「反ファシズム・デー」に向けて準備せよ(「武装せよ」とも読める—筆者)「(Rüstet zum Faschistentag!)」<sup>(13)</sup> という同党の闘争上のスローガンは、その両義的な意味合いも含めて大略以上のような内容をもっていたのである。

上に述べたような意図を擁して、共産党は彼等の影響下にあるあらゆる大衆組織内で行動の準備に着手した。経営内では従業員集会で当日の集会に参加することが呼びかけられ、多くの地区で左派系の経営協議会集會が開かれ、さらに党の掌握する組合の地区執行部は相次いで行動を呼びかける声明を発表した。また、ザクセンを中心とした百人隊の建設、及びプロイセンにおける百人隊禁止令の撤回要求が叫ばれ、急進化した統制委員会の各地での活動もしばしば報告されたのである。それらの労働者組織への宣伝と並行して、職員、官吏などの「中間層」への働きかけを活発にすることが、このキャンペーンのいま一つの重要な目標となった。これは、六月のコミンテルン執行委員会の決定を直接受けたものであり、共産党は、「窮乏化した中間階級の各種の層」のみがファシズムとの闘争の中でプロレタリアートの「同盟者」になりうる、と規定してその動員を図ったのであった。<sup>(12)</sup>

このような共産党の動きに対しては、右翼系組織も反発を強め、『ドイツ日報』(„Deutsche Tagesblatt“)は二九日を「反ボルシエヴィスト・デー」(„Antibolschewistentag“)として対抗示威行進を呼びかけ、<sup>(13)</sup>他の一部の右翼系新聞は「内戦の開始」を報ずるに至った。<sup>(14)</sup>さらに、中央党系の『ゲルマニア』(„Germania“)紙もまた危機感を深め、急進的運動に対する国家権力の適用を要請したのである。<sup>(15)</sup>

かかる緊迫した雰囲気在全国を掩ったため、国政府は七月一八日に政府声明を発表して、国民に対し最近の新聞論調にみられる「内戦の危機」は根拠をもたないものであることを述べるとともに、なお万一そのような事態が生じた場合には「権力手段を仮借なく投入する」ことを表明して危機感の慰撫を図った。<sup>(16)</sup>また、翌日には国・内相名で邦政府宛に回状を送り、事態の平穩を指示し、必要な場合には二九日の屋外集會を禁止することを要請したのである。<sup>(17)</sup>この回状の送付とともに政府側は二九日に関する対策の検討を本格的に開始した。二〇日には、内相エーザーと内閣官

房長ハム (E. Hamm) との会談がもたれ、両者の間で、あらゆる騒擾に対し最も厳しい行動をとることが申し合わされた。またプロイセン政府は、同邦の警察が左右両急進派の行進に対抗措置をとることを国側に表明し、こうして、従来邦内の右翼組織やバイエルン問題をめぐり確執のたえなかつた国政府とプロイセン政府は、二九日の反体制派への措置を通じて、はじめて治安問題についての合意に達したのであった。

他方、その間、共産党の「反ファシスト・デー」に向けた宣伝は強化され、二二日には同党のベルリン・ブランデンブルク地域委、経営協議会十五人委、ベルリン周辺の労組の同党系地区執行部その他が連名で同日から二八日までを「宣伝週間」とすることを宣言した。<sup>(19)</sup> また、二〇日にはシュレジエンのプレスラウで主としてユダヤ人系の食料、衣料品店を襲う飢餓暴動があり、さらに、二三日の فرانクフルトにおける共産党、社会民主党の合同示威行進では、「流血なくして権利はなし」、「搾取者は絞首刑に処せよ」などというプラカードを掲げたデモ隊が街頭で小衝突をくり返す、という事件が起きたのである。<sup>(21)</sup>

これらの事件、特にフランクフルトのその経過は、国及びプロイセンの政府を強く刺激し、プロイセン内相ゼヴェリングは、二三日に国防軍首脳がハム及び彼自身に宛てて「反ファシスト・デー」の禁止を要請したことに<sup>(22)</sup> 応じて、二四日には当日の屋外集会と行進を禁止する命令を公布した。<sup>(23)</sup> そしてこの措置には、ザクセンとテューリンゲン及びバーデンを除く各邦の政府もまた呼応したのである。<sup>(24)</sup> さらに翌日には社会民主党の執行部も、支持者に対し「反ファシスト・デー」当日の示威行進への参加を拒否することを指示した。<sup>(25)</sup> 以上の経過を経て、二九日に向けた共産党の行進は各方面から厳しい制約を受けたことにより、その後の方針をめぐってここで重大な岐路にたたされることになったのである。



さて、「反ファシスト・デー」をめぐる共産党の行動は、既述のように、(1)党八回大会以来強調されてきた対ファシスト闘争を主要な目標とし、またそのために中間層を含む広汎な大衆の参加を呼びかけたこと、及び(2)闘争の組織化が従来通り、労働組合、経営協議会を中心とする大衆組織内で遂行されたこと、という点で、それまでの統一戦線運動のパターンを踏襲していた。けれどもこのキャンペーンは、当初激越な内容を盛った檄に基づいて開始されたのであり、一二日の呼びかけが体制側に与えた衝撃は、政府の対応にもみられる通り深刻なものであった。二四日のプロイセン政府の屋外行動の禁止令は直接その延長線上にあるものであり、かくして共産党は、彼等が党の外部に与えたイメージの中で、政府側から明確な対抗措置が打ち出されたことによって、二九日に至る行動の実際のあり方をあらためて明示することを余儀なくされたのであった。われわれは、この時に下された同党の決定をみるならば、彼等が抱いた当時の状況認識とそれに基づく運動形態の構想をなおはっきりと了解することができるであろう。

右の時点での共産党の決定に直接的な影響を与えたのは、二六日にモスクワから届いたラーデクの党中央宛て電報であった、といわれる。このラーデクの電報をめぐる問題については幾つかの不明確な点があり、カーとヴェンツェルの間でも意見の相違があるが、<sup>(26)</sup>ここでは、ブランドラーの証言と『インプレコル』誌に拠ったヴェンツェルに從つて記述をすることにしたい。ヴェンツェルによれば、二六日のラーデク電報は邦政府の禁止令後にベルリンに送付されたものであり、この電報の中でラーデクは二九日の行動を「抑制す」べきことを指示し、もし街頭の行動が強化されるならば、それはロシア革命の際の「七月の敗北」と同様の結果を導くであろう、と警告したのであった。<sup>(27)</sup>

このようなラーデクの認識は、さらに二九日にモスクワで執筆したとされる彼の共産党宛て公開書簡をみるならば、その根拠の一端を窺いうるものであった。彼の主張によれば、現在は未だ「全体的な戦闘」(Generalschlacht<sup>(28)</sup>)を遂行

する時ではなく、党の大衆組織は数百万の労働者を掌握しなければならず、また「百万の黨員（の獲得）は、近い将来われわれが達成しなければならぬ最小限の課題である」とされたのである。この「抑制的」な態度は、先にみたドイツ党中央部の実際の路線と照応するものであり、そうであるとするれば、ラーデクのモスクワからの指示は、後出の党指導部の二九日をめぐる態度決定に规定的な影響を与えたというよりは、むしろこの決定のあり方とそれに関わる従来の方針とをコミンテルンの側から「正当化」する機能を果たした、とみる方が適切であろう。ドイツ側指導者とラーデクの間には、状況認識についての基本的な一致があり、われわれは、ラーデクの役割のみを一面的に過大評価することはできないのである。

上記のラーデクの電報がベルリンに到着した後、共産党の中央部内では直ちに政治局会議が開かれたが、席上ブランドラーは、禁止令の出されているベルリンその他のプロイセン邦の地域では行動を「屋内集会」の形態に抑制し、禁止令の存在しないザクセン、テューリンゲン、バーデン及び警察力の比較的弱体なプロヴィンツ・ザクセン（プロイセン邦ザクセン）、上シュレジエン、ルール地方でのみ百人隊に防衛された街頭行動を挙行することを提案した。これに対し、フィッシャーはベルリンでの行進の強行を主張したが容れられず、フィッシャーとブランドラーの間ではその後激論が交わされたが、結局この席では、プロイセンでの「屋内集会」などを主張する前記のブランドラーの抑制的な提案が承認されたのであった。<sup>(\*)</sup><sup>(20)</sup>

(\*)なおこの七月二六日の決定は、ドイツ問題について初めてロシヤ側指導者の間で意見の相違をもたらし、当時のヨーロッパ革命の可能性の問題と関連して、後のロシヤ共産党の党内抗争の中で論争の対象の一ともなった。

この決定に関し、当初、屋外行動の強行に賛意を示したのはジノヴィエフとブハーリンであった。<sup>(30)</sup>これに対しスターリンは、「もしドイツで現政権が倒れ共産党が政権を握ったとしても、それはたちまち瓦解するであろう。……私の意見では、ドイツ人は抑制すべきで無理をして事をなすべきではない」とする電報をラーデクに送った。<sup>(31)</sup>(なお、トロツキーはこの問題について態度を表明しなかった。)

このスターリンの態度が、後に党内の合同反対派から断罪されることになるわけであるが、例えば一九二七年八月のロシヤ共産党中央委員会では、ジノヴィエフがこの書簡を引用してスターリンを攻撃した。これに対しスターリンは、書簡を「最初から最後まで正しい」として、その批判を退けたのである。<sup>(32)</sup>このように「反ファシスト・デー」に関する決定は、後のスターリンをめぐる闘争の中で一つの争点を形成したが、しかし当時は、コミンテルン問題に関するスターリンの発言はさほど決定的なものとはいえず、この問題の最終的な決定はドイツ問題を専門的に担当するラーデクにあった、とみるべきであろう。

その結果、翌二七日の『ローテ・ファーネ』の巻頭声明「ドイツ労働者階級へ！」は、クーン、ゼヴェリングらの禁止令により状況が変化したことを認め、改めて「反ファシスト・デー」を「来たるべき不可避的な闘争に向けての準備」であるとして、屋外集会・行進の禁止された地域では、(屋内での)「巨大な示威集会」(„große Demonstrationenver-sammlung“)を挙行することを発表した。そして、党は二九日に内戦を開始する意思はなく、敵に対しては労働者内に流血をひき起す機会を与えない、と述べて、街頭での衝突を回避する態度を明確にした。<sup>(33)</sup>この姿勢はその後もひきつづき保持され、二七日にプロイセン政府が邦警察への警戒体制の命令を送付し、また国防軍が待機の姿勢にあることが伝えられると、党は同日の集会で、「鉄の規律を保持し、ゼヴェリングに流血の機会を与えてはならない」ことを改めて大衆に訴えたのであった。<sup>(34)</sup>

これらの声明にもかかわらず、ベルリンでは内戦の噂などが乱れ飛び、緊迫した状態がつづいた。『ゲルマニア』紙は、二七日に「十一月九日の雰囲気が掩っている」ことを報じた<sup>(35)</sup>。またその前日に開かれた閣議では、出席したプロイセン首相ブラウンが、禁止令にもかかわらず屋外行進が強行される可能性があることを憂慮し、プロイセン内閣官房長ヴァイスマン (R. Weismann) も、二九日以後保安警察が騒擾を阻止しえなければプロイセンはより強い措置をとることを言明した<sup>(36)</sup>。さらに二八日のハムの覚書によれば、国政府は騒擾がおきた場合には直ちに非常事態を宣言する筈であった。そして、この覚書紙の上に書かれた、「その準備は完了せりや」というハムの質問に、内閣課長ヴェーファー (K. Wever) は「然り」と書きくわえたのである<sup>(37)</sup>。このような中で二八日には、ベルリンで数百の経営協議会が、労働時間中にファシズム及び禁止令に抗議する集会を開き、また、各労働者政党から成る三九人の経営協議会代表がプロイセン内務省に赴き、禁止令の即時撤回を要求して首都の緊張感を高めたのであった<sup>(38)</sup>。

以上のような体制側の危機意識にもかかわらず、二九日に举行された「反ファシスト・デー」は、ほぼ共産党の意図した通り、平穏な経過を辿ることとなったのである。ベルリンでは、共産党の発表で二五万人 (民主党系新聞では一六一一八万人、『フォアヴェルツ』紙では一五万人) の労働者、大衆が各地区毎に参加し、対ファシズム闘争の大規模な示威を展開した。また、全国にわたり同様な集会が開催され、プロヴィンツ・ザクセンや、バーデン、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン、ヴェルテンベルク諸邦の幾つかの都市では小規模な行進も敢行された。さらに上シュレジエンでは、百人隊に防衛された示威行進が行なわれたが、ルール地域では、フランス軍が待機したため屋外集会はケルンで行なわれたにとどまった。これに対し、リュベック、ギュストロフ、ロストックなどでは街頭での衝突があり、ポメルンのシュテッティン市では若干の参加者が逮捕されたが、これらはいずれも小規模なものであった<sup>(39)</sup>。

右のような共産党の抑制的な闘争形態は、同党が最大の政治的影響力をもち、当時多くの賃金ストライキが頻発していたザクセンにおいても異なるところがなかった。以下、この邦の状況を少しく描出してみよう。

ザクセンでは、七月中旬から同地の産業中心地であるエルツゲベルグ・フォクトラント地域を中心として、炭鉱労働者の賃金ストライキが断続的に発生していた。このストライキもまた次第に組合の統制を離れ、二四日にはベルリンでの中央交渉に不満をもつ左派系経営協議会によって、ストライキへの参加が呼びかけられたのである。この結果運動はさらに拡大し、その中心地であるツヴィカウ、エルスニッツでは九〇％に近い高率でストライキの継続が承認される、という事態が生まれた。<sup>(40)</sup>

この間、ザクセン政府は一九日の国政府の要請を無視して、二九日の示威行進禁止令を公布せず、そのため、ドレスデンに本部をおく第四管区国防軍が当日に厳戒体制に入ることが予定された。これに対し共産党は、二六日ツヴィカウ、ケムニッツの社会民主党(左派)、ADGB地区執行部と会談を開き、邦政府に対しその対抗措置を検討するための共同会談を要求した。<sup>(41)</sup> さらに翌日には、同党の邦議員団が邦政府に公開質問状を提出して、政府の態度の明確化を迫った。<sup>(42)</sup> これらの圧力にもかかわらず、ツァイクナー政府は国側との直接的な対決は避け、国防軍への対抗姿勢は打ち出さなかったのである。このような邦政府の両義的な態度は、「国政府の力は四八条に基づいて示威行進を禁止する程に強いが、これに対し、ツァイクナー政府の立場は国と戦争を起すほどに強いものではない」とする内相リプマンの共産党宛ての個人的回答のうちに、その根拠を窺うことができるであろう。

ザクセンにおける「反ファシスト・デー」は、上記の状況の下で挙行された。同日には、ストライキ地域の鉱山労働役員会議で、各地区にストライキ事務局をおくことが激しい対立の後に決定され、ストライキは組合指導部によって実質的に承認されたのである。このような騒然たる雰囲気の中で、ケムニッツ、ライプチヒ、ゴータ、ドレスデン

及び前出のストライキの実施地区で、百人隊に防衛されたデモ隊が街頭を行進した。しかしながら、共産党はこの邦でも、党中央の指令に従って、警察の「挑発」に対する警戒を二九日以前から呼びかけていた。そのため、当日の行進の参加者は、街頭での騒擾を誘発するような行動に出ることはなかった。従って、厳戒体制に入っていた国防軍が出勤する事態は、ザクセンでもついに現出しなかったのである。<sup>(44)</sup>

上にみた通り、二九日の「反ファシスト・デー」は当初の激越な呼びかけとそれをめぐる体制側の対応にもかかわらず、結局は従来の統一戦線運動の枠内における「大規模な示威」という以上の性格をもつことはなかった。そのことは、一二日後における党の煽動の内容と運動の形態を仔細にみるならば予め認めうるものであり、この路線はさらにコミンテルンのラーデクによっても承認されたのであった。従ってライクマンも指摘しているように二九日に至る共産党の運動は「反革命の脅威に対する深刻な憂慮の表現」ではあったが、それは後の十月闘争の場合とは異なり、旧来の運動の構造を転換させるものではなかったのである。われわれはその点を別の角度から確認するために、次に七月一二日の檄と相前後する労働組合内の共産党の行動を検討し、この時点での同党の組合内活動のあり方を探ることにしよう。そうすることによって、共産党の「逸脱せざる」運動の形態が、実は党の組合運動自身の中に明らかに存在していたことを知りうるであろう。一時は「赤色テロル」の可能性が言及されるような状況認識の中にあって、なお示された同党の組合内活動の継続性のうちにこそ、われわれは、当時の共産党の運動様式の一つの典型を認識することができるのである。そのため以下には、七月初旬から中旬にかけて勃発したベルリン金属労働組合の賃金ストライキについてやや詳しくふれることにしたい。それはまた、ベルリンの組合運動がおかれた状況の一端をも明らかにするであろう。<sup>(46)</sup>

(\*)自由労働組合系のベルリン金属労組は、ベルリンの金属労働者の間の指導的な労働組合であり、この組織は同市の企業家組織であるベルリン金属工業家連盟 (Verband Berliner Metall-Industrieller-V B M I) と労働協約を結んだ。ベルリン金属工業の主要部門は、電機、機械・自動車、鉄鋼業などの加工業であるが、このうち機械部門では熟練労働者の割合が高く、これに対し従業員数の多い電機部門は、合理化を通じて職業教育を受けた労働者の比重が高まった。ベルリン金属労組の構成員数は一九二三年を通じて大きな変動があったが、この年の中期で約一四万ほどであり、大雑把な推定をすると組織率は約四〇%であった。構成員の中では熟練労働者の占める割合が高かったが、特に一九二四年以前には非熟練、半熟練労働者の比率が以降に比べて高く、また女性労働者の数がこの時期には多かつたことも相俟って、同労組はこの時代には共産党の影響を受けることが多かつたのである。<sup>(47)</sup>

ベルリンの金属工業部門では、六月下旬以来、V B M Iとベルリン金属労組との間で賃金交渉が継続されていたが妥協点に達せず、六月末には国・労働省に調停がもちこまれた。しかし調停はいずれも失敗に終り、七月五日の組合内の直接投票では、ストライキ賛成票が組合規約上必要な四分の三の票数を大幅に上回った(二二〇、四四四対九、〇四九)ため、翌日から金属労組はストライキに入った。さらに闘争の指導機関として「中央ストライキ指導部」が設けられ、同組織の指導の下で運動は九日まで拡大の一途を辿ったのである。このベルリンの金属ストライキは、以下に列挙するような特色をもっていた。まず、ストは既述のように金属労組員の投票により組合規約に則って実施されたが、さらに、組合員以外の従業員を相当数含む経営が全従業員集会を開いてストに参加する場合があり、その際は中央スト指導部がこれを承認して隊伍に加えることができた。他面このストには、経営者がV B M Iに所属する経営(従業員数約二二万名)が参加しない場合もあった。組合員の中で運動の中核となったのは、役員層、即ちこのストで

は経営内信任者層（組合員によって選出された経営内世話役ポストで、しばしば経営協議会員を兼ねた）であり、彼等は開始から終結に至るまでその圧倒的多数がストライキ支持派であった。

さて、金属労組内で強い影響力をもつ共産党もまた、この闘争に積極的に関与することとなった。彼等は、ストライキ突入の決定に際しては、無論熱心に賛成票の投入を呼びかけ、またストライキ指導部の中では、四三名の構成員中一〇名を占め、かなり有力な指導的地位を獲得したのである。同時に共産党はこの闘争の中で、「戦前並み実質賃金」（次節参照）の支払いという原則に基づいて、労組指導部の提示した額よりも高い賃金額を要求し、さらにストライキの指導については次のように言及した。即ち従来のストライキ戦術はその範囲を最も強い拠点に制限し、組合のストライキ資金で最大可能な闘争力を引き出し、それによって経営者側の足並みの乱れをつく、という形態をとったが、これは豊富な組合資金の存在と物価の安定した時代とを前提とする戦術であり、今日では先ずすべての経営を闘争に動員することが重要である、と。このような見解から、共産党は、闘争を個々の経営内に浸透させることを強調し、そのためにスト指導部の認可なく闘争に入った経営をも運動の列の中に加えることを要求した。とりわけ、組合側の交渉能力を強化するために、VMBIとの労働協約の下にあるすべての経営がストに入るべきことを訴えた。さらに同党は、当時似たような賃金ストライキに入っていたベルリンの木工、建設労働者と共同行動をとることを強く主張して、組合の個々の指導をこえた運動の横断的な拡大を図ったのである。

このストライキは九日には頂点に達し、一般電機会社（AEG）の各工場を中心として、共産党によるとその参加者は一四―一五万名に達した。けれどもこの賃金闘争は、当時の物価の急激な変動のために一定の明確な要求賃金額をもちえず、いずれは調停に入ることが予想された。九日の夕方には、労働省内の交渉で両当事者が合意に達したことが伝えられ、翌日、組合役員会議が開かれた。会議にはベルリン組織議長のウリッヒ（Ulrich）の他に、金属労組議



長ディスマンが参加し、ウリッヒは「スト指導部の名において」組合が調停を受け入れることを勧告した。これに対し、会議参加者の大多数はストの続行を主張したが、結局、決定は再度組合員の直接投票に委ねられることになった。こうして一日に行なわれた直接投票では(三六一の経営が参加、一〇三の経営が不参加)、総投票数一五一、四一三票中、一〇〇、二五〇票がスト継続に賛成、三一、六〇九票が調停受け入れに賛成(他は白紙、無効)という結果を示し、ストライキ支持派の票数が反対派のそれを大幅に凌駕した。しかしながら、それはスト継続のために組合規約上必要な四分の三に達せず、このためストライキ指導部は一日からの就労を決定したのであった。

このようにベルリンの金属ストライキは、スト続行派の労働者が多数を占めたにもかかわらず、組合員の直接投票の結果収束されることになったが、当初から組合指導の枠をこえるストライキの拡大を目指していた共産党もまた、この組合規約に基づいた決定を受け入れたのである。彼等は、ストライキの収束を図る組合指導部の動きに対しては、これを「闘争のサボタージュ」であるとして再三にわたり批判を行ない、一〇日の役員会議でも、共産党系のスト指導部員は全員が調停案の受け入れに反対した。けれどもその後の直接投票に際しては、同党は、組合の決定に基づいて投票に参加することを呼びかけ、かつそこでスト継続の賛成票を投すべきことを訴えた。そして投票の結果ストライキの解除が決定されると、スト派の票数が反対派のそれを大きく上回ったにもかかわらず、なお規約に則って労組側の就労決定に従ったのである。ストライキの終焉後、党の機関紙は、闘争を底辺に拡大しえなかった指導部を強く非難したが、同時に傘下の組合員に対しては組合の脱退を戒め、来るべき金属労組の大会代議員選挙の準備に入ることを呼びかけた。そして七月下旬に行なわれた代議員選挙では、共産党系のリストがベルリンで五四、九四三票を獲得し、社会民主党系リストの二一、七一五票を大きく上回ったことが確認されたのであった。<sup>(48)</sup> さらにこの選挙で、共産党系候補者は全国的にも得票数を伸ばし、同党の代議員数は、社会民主党系二五七名に対し一三八名を数えるに至

つたのである。<sup>(49)</sup>

以上のように、共産党はこの時期にベルリンの労働運動が著しく急進化したにもかかわらず、なお組合内では旧来の原則に基づいた活動を継続した。組合の内部では、かつてなく左派の比重が高まり、ある場合には左派が多数を得るほどに運動は活発化した。その際も、共産党は、これらの運動の拡大と各経営への浸透とを図りながらも、その活動を労働組合の規約に従って遂行したのであった。そして、このような同党の組合内運動の特質は、同月初旬から中旬にかけて相次いで勃発したベルリンの建築、木工労働者のストライキにおいても同様に見受けられたのである。したがって、一二日の激烈な激にもかわからず、これと前後して起った賃金闘争の中では、共産党の運動は、きわめて「抑制的」な形態をもって展開されたのであった。その点を確認するならば、「反ファシスト・デー」をめぐる過程で党指導部が結局選択した合法的な統一戦線運動の継続は、同党の労働組合内の活動の内にもあわせてその根拠を有していた、というべきであろう。党の運動構造は、ここでも、国家権力との衝突をも予想させる内戦状況に即しては転換されていなかったのである。<sup>(50)</sup>

(\*)なおヴェンツェルは、七月一二日の声明以後「全党が内戦を目指すことになった」と述べ、その根拠として、あらゆる部所での軍事用語の使用、超党派的组织建設の志向(この点は『ローテ・ファーネ』紙上では確認されえない―筆者)、軍事パンフレットの発行、及び武器取得の試み、などを列挙している。<sup>(50)</sup>しかしこれらの試みは、七月以降に相対的に強化されたとしても、多くは従来より見うけられる事象であり、それをもって「全党が内戦を目指した」と断定する根拠は弱いように思われる。事実、ヴェンツェル自身も十月闘争の際の党構造の転換に詳細に言及することによって、この叙述と齟齬をきたしている。一般にヴェンツェルは共産党の「権力への意思」を過大に評価する傾向をもつが、われわれは、断片的な事実から不明瞭な「内戦の準備」

の検証を試みるよりは、運動、組織構造の基本的な枠組を通してこの時期の共産党の運動の特質を把握することの方がより重要である、と思われる。

それでは、運動の重心が、ベルリンにおいても労働組合からさらに経営協議会に移行した場合、共産党はこの運動と如何なる関連にたち、どのような指導を果そうとしたのであろうか。『前稿』で述べたように、共産党は経営協議会の闘争を「下から」の運動として最も重視しており、彼等はこの運動を独自に統合し、「労働者政府」の樹立に連なりうる政治的な性格をそれに付与しようとしていたのである。八月のクローノ・ストライキは、これらの志向の現実性を明確に検証することになるであろう。

- (1) „Thesen über die Taktik“ in: Thesen und Resolution K.I. III, S. 31ff.
- (2) Bericht K.P. D. IX, S. 20.
- (3) Die Rote Fahne, Nr. 158, 12. Juli 1923.
- (4) Protokoll K.I. V, S. 228.
- (5) Die Rote Fahne, Nr. 148, 30. Juni 1923.
- (6) „Der Aufmarsch zum Bürgerkrieg“ in: Vorwärts, Nr. 322, 13. Juli 1923.
- (7) O. Wenzel, op. cit., S. 148.
- (8) 資本の暴行 Die Rote Fahne, Nr. 163, 18. Juli 1923 (Beilage).
- (9) Tufila „Der Vorwärts und der Bürgerkrieg“ in: Die Rote Fahne, Nr. 162, 17. Juli 1923.
- (10) Die Rote Fahne, Nr. 169, 25. Juli 1923.
- (11) Die Rote Fahne, Nr. 163, 18. Juli, 1923 (Beilage).
- (12) Die Rote Fahne, Nr. 159, 13. Juli 1923.
- (13) Akten Cuno, S. 648, Ann. 2.

- (14) 『メロイム新聞』(„Kreuzzeitung“)『ブレーメンンヴォンツク邦新聞』(„Braunschweiger Landeszeitung“)など各報の呼びかけを行なった。Die Rote Fahne, Nr. 163, 18. Juli 1923.
- (15) W. Ersil, op. cit., S. 153.
- (16) Ursachen u. Folgen, Bd. V, S.152.
- (17) Akten Cuno, SS. 648-649.
- (18) 同上 ibid., S. 649, Anm. 3.
- (19) Die Rote Fahne, Nr. 167, 22. Juli 1923.
- (20) この暴動では六人が死し、一五〇人が逮捕された。Die Rote Fahne, Nr. 166, 21. Juli 1923.
- (21) Die Rote Fahne, Nr. 168, 24. Juli 1923.
- (22) W. Ersil, op. cit., S. 153.
- (23) Akten Cuno, S. 649, Anm. 3.
- (24) シンセン邦政府は「一八日の政府声明を、右翼民族主義者に向けられたものと」シンセンへの頼慮を「不必要なもの」(„überflüssig“)とした。また同政府は「一五日にも同政府を批判する書翰をシマリンに送付した。D.G.K. Inland II, 1923, SS. 117-119.
- (25) Vorwärts, Nr. 343, 25. Juli 1923.
- (26) カートマンショントルの間に見解の相違があるのは、ラーデクの当時の所在位置(モスクワかベルリンか)及び彼の電報の到着時点と党政策と本義の相違時期との間の時間的な前後関係である。E.H. Carr, Interregnum, pp. 193-194; O. Wenzel, op. cit., S. 153. この問題については詳しく議論が、cf. W. T. Angress, op. cit., p.365, n.131.
- (27) O. Wenzel, op. cit., SS. 153-154.
- (28) K. Radek, „Der nahende Bankrott der deutschen Bourgeoisie und die Aufgaben der K.P.D.“ in: Die Rote Fahne, Nr. 176, 2. August 1923.
- (29) O. Wenzel, op. cit., SS. 153-154; W. T. Angress, op. cit., pp. 364-365; Das Präsidium des Exekutivkomitees der Kommunistischen Internationale, Die Lehren der deutschen Ereignisse (ズレ) „Die Lehren……“ (ノ筆記本) (Hamburg, 1924, S.32.
- (30) E.H. Carr, Interregnum, p.194.
- (31) L. Trotzky, The Third International after Lenin, 邦訳(安部武仁訳)「二三〇頁」。
- (32) E.H. Carr, Interregnum, p. 195, n. 1.
- (33) Die Rote Fahne, Nr. 171, 27. Juli 1923.

- (34) Die Rote Fahne, Nr. 172, 28. Juli 1923.
- (35) W. Ersil, op. cit., S. 157.
- (36) Akten Cuno, S. 670.
- (37) Ibid., S. 673, Anm. 3.
- (38) Die Rote Fahne, Nr. 173, 29. Juli 1923.
- (39) Die Rote Fahne, Nr. 174, 31. Juli 1923; O. Wenzel, op. cit., SS. 155-156.
- (40) H.-J. Krusch, op. cit., SS. 233-242.
- (41) Die Rote Fahne, Nr. 171.
- (42) Die Rote Fahne, Nr. 172.
- (43) Die Rote Fahne, Nr. 178, 4. August 1923.
- (44) H.-J. Krusch, op. cit., SS. 242-244.
- (45) R. S. Reichman, op. cit., p. 307. なおライクマンは「七一八月、共産党のライン・ヴェストファーレン地区は、武装による権力の獲得または反革命への真摯な抵抗の用意を行なわなかった」としている。
- (46) 以下の叙述は特に注を付さなう限りは、Die Rote Fahne, Nr. 149, 1. Juli-Nr. 160, 14. Juli 1923 を適宜引用したものである。
- (47) 以下は、H.-H. Hartwich, Arbeitsmarkt, Verbände und Staat 1918-1933, Berlin (W), 1967, SS. 46-50, SS. 52-53, S. 63, SS. 68-69.
- (48) Die Rote Fahne, Nr. 168, 24. Juli 1923.
- (49) Bericht K.P.D. IX, S. 62. このため、大会は財政難を理由に翌年に延期された。なお共産党の主張によれば、この選挙での反対派の得票率は全国で五〇%をこえた、とされている。
- (50) O. Wenzel, op. cit., SS. 150-152. このうち武器取得の問題については、ヴェンツェルはこれを「熱狂的な武器の買い集め」と表現しているが、具体的な事例として挙げているのは、七月から十二月にかけての三五回にわたる機関紙上での拳銃と双眼鏡購入のための広告掲載、百人隊建設のための寄金要請、「百人隊の一部を最初の戦闘の際の闘争グループ」として建設するというクライネの発言、であり、あまり説得力のあるものとはいえない。